明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働一七〇）　一

〔告　示〕
○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件（総務四二四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二三七）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同二三八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二〇七六～二〇八六）　五
○保安林の指定を解除する件（同二〇八七～二〇九三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇九四、二〇九五）　六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同二〇九六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三三六～三四〇）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一六三）　八
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委四六）　八
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委三一二）　八

〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
文教
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　八
公聴会
国指定浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区浜頓別クッチャロ湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
暗号資産交換業者に対する業務停止処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　九
会社その他
会社その他　二六

## 省令

### ○厚生労働省令第百七十号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。 | 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。 |
| 大臣官房会計課長 | 大臣官房会計課長 |
| 大臣官房厚生科学課長 | （新設） |
| 医政局長 | 医政局長 |
| 労働基準局長 | 労働基準局長 |
| 職業安定局長 | 職業安定局長 |
| 年金局長 | 年金局長 |
| 検疫所長 | 検疫所長 |
| 国立ハンセン病療養所長 | 国立ハンセン病療養所長 |
| 国立医薬品食品衛生研究所長 | 国立医薬品食品衛生研究所長 |
| 国立保健医療科学院長 | 国立保健医療科学院長 |
| 国立社会保障・人口問題研究所長 | 国立社会保障・人口問題研究所長 |
| 国立感染症研究所長 | 国立感染症研究所長 |
| 国立児童自立支援施設長 | 国立児童自立支援施設長 |
| 国立障害者リハビリテーションセンター総長 | 国立障害者リハビリテーションセンター総長 |
| 地方厚生局長 | 地方厚生局長 |
| 四国厚生支局長 | 四国厚生支局長 |
| 都道府県労働局長 | 都道府県労働局長 |
| 中央労働委員会事務局長 | 中央労働委員会事務局長 |
| 財務局長（労働保険特別会計の労災勘定等（労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定をいう。以下同じ。）及び年金特別会計の国民年金勘定等（年金特別会計の国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及 | 財務局長（労働保険特別会計の労災勘定等（労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定をいう。以下同じ。）及び年金特別会計の国民年金勘定等（年金特別会計の国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及 |